

令和元年度「境界問題解決センターふくおか」事業報告

センター長 守田靖昭（調査士：運営委員 3 名、相談・調停員 9 名）
（弁護士：運営委員 2 名）

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務

相談、調停事件に対して対応を行った。

電話照会は 62 件、相談申出 5 件、調停申立 1 件ありました。

調停事件数は少ないものの相談の段階において解決しているものと考えている。

2 研修の充実

(1) ADR 委員による協議会の運営

委員協議会を 2 回開催した。

(2) ADR 委員の資質の向上を図るための研修会の開催

委員協議会の中で、研修会を行った。

また、境界問題相談センターちばの境界紛争解決ハンドブックを入手し、委員協議会の中で意見交換会を行った。

(3) 各種研修会及び協議会への参加

今年度の九州ブロック協議会では ADR についての協議はしないことになった。

3 広報活動の充実

(1) 広報部との連携による広報活動

広報部との連携により西日本新聞に広告を掲載した。

広報部主催の無料相談会に相談員を派遣した。（無料相談会の相談件数 146 件）

(2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告

県会ニュースへ毎月の実績を掲載した。

(3) 官公署へパンフレット・リーフレットの配布

県内全法務局支局・出張所へパンフレット・リーフレットの配布を行った。

4 関連機関との連携・情報交換等

(1) 法務局との連携及び情報交換

令和元年 9 月 25 日に法務局と協議会を行った。

(2) 他会の ADR センターとの連携及び情報交換

ワイドエリアネットワーク会議において意見交換を行った。

(3) 法テラスとの連携及び情報交換

ホームページ上で相互リンクの掲載継続して頂いた。

5 その他

(1) ADR 法の認証取得に係る方向性とセンター運営体制の見直しを検討

センター運営体制の見直しを行い、ADR 法の認証取得に向けて、法務省大臣官房司法法制部審査監督課と協議を行った。